



埼玉県報

第 2 2 8 1 号
平成 2 3 年 4 月 2 2 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [平成23年1月から3月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業三島地区\(中山間地域総合整備事業のうち区画整理事業\)の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業梶田地区\(中山間地域総合整備事業のうち農業用道路整備事業\)の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [営業所の所在地が確知できない建設業者の公告\(建設管理課\)](#)
- [県道騎西鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道騎西鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [平成22年度埼玉県議会情報公開の実施状況\(政策調査課\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年四月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人魅力創造倶楽部
- 三 代表者の氏名
飯島 千裕
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市旭町六番二十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、官民共同と様々な市民との協同によるまちづくりや人材の開発、新たな商品の開発、高齢者の支援などの地域の魅力を創造するとともに、ITの活用などにより地域の魅力を広く広報し、交流人口の増大を推進し、特色と活力のある地域社会を創造することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百十八号

平成二十三年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第五百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年四月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット
- 三 代表者の氏名
青 砥 恭
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目六番九号カーサユーロトッパー〇三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、様々な要因によって社会的に排除を受けている子どもや若者に対して、並走型のサポートを行い、子どもの貧困化を防ぐことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ヴィーニユビル

埼玉県新座市野火止五丁目二番六十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社与野フードセンター 代表取締役 植松秀夫

埼玉県さいたま市中央区下落合千二十七番

（変更後）株式会社与野フードセンター 代表取締役 井原實

埼玉県さいたま市中央区下落合千二十七番

ハ 変更年月日

平成二十三年一月十五日

ニ 届出年月日

平成二十三年四月十三日

二 縦覧期間

平成二十三年四月二十二日から平成二十三年八月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年四月二十二日から平成二十三年八月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百二十一号

県営土地改良事業三島地区（中山間地域総合整備事業のうち区画整理事業）の工事を平成二十三年三月三十日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十二号

県営土地改良事業梶田地区(中山間地域総合整備事業のうち農業用道路整備事業)の工事を平成二十三年三月三十日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十二号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
有限会社明星電設	渡澤 一公	所沢市東所沢和田二丁目五番地の五 サンライズアパートメントB棟二〇五
株式会社坂爪工務店	坂爪 邦雄	川越市大字砂九二九番地一六
有限会社ベルテック ハウス	大木 英男	さいたま市岩槻区馬込八八五番地五 さいたま市桜区西堀五丁目一一番地二 号
株式会社建新	水野 祐一	志木市上宗岡四丁目一二番一六号
株式会社ワヘイ	砂川 和平	上尾市小泉三一二番地一
有限会社白根建設工 業	河西 康夫	鴻巣市宮地四丁目一三番二〇号
鳶河野	河野 光治	北葛飾郡杉戸町木野川一五一番地三〇
株式会社イワタ創建	増田 岩雄	北葛飾郡伊奈町大字小室九八四三番地 五
株式会社吉野孝建築 都市総合研究所	吉野 孝	深谷市菅沼二〇四番地
株式会社工藤工業	工藤 清治	入間市大字下藤沢一一四八番地二一
北創舗道有限会社	安田 弘	北足立郡伊奈町大字小室九八四三番地 五
有限会社小川建設	小川 政秋	三郷市東町一一二番地
西工務店	西水流 祐光	さいたま市浦和区上木崎五丁目二番地 二三号B棟二〇六
有限会社クラフト	北尾 洋一	南埼玉郡宮代町字中島三二五番地一
白鳥建設	白鳥 光雄	所沢市東所沢二丁目二七番地七
株式会社藤丸	橋本 篤	入間市大字下藤沢五八六番地一

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 騎西鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>二番地先まで 同市外田ヶ谷字本村一二〇</p>	<p>加須市外田ヶ谷字本村一 四四番地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・六〇 一一・五三</p>	<p>八・〇九 一一・五二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>九七・八〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
	<p>道路改築工事</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

騎西鴻巣線	路線名
加須市外田ヶ谷字本村一一四 四番地先から 同市外田ヶ谷字本村一二〇二 番地先まで	供用開始の区間
平成二十三年四月二十二日	供用開始の期日
延長九七・八〇 メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年三月十五日

指令川建セ第二二 一六一号

二 検査済証番号

平成二十三年四月二十日

川建セ第二三 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字谷口字矢筑一四八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字谷口一四八番地二

木村 亨

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

一 許可番号

平成二十三年四月十三日

指令川建セ第二二〇〇九五一号

二 検査済証番号

平成二十三年四月十九日

川建セ第二二〇一四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字久保前四四五番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鴻巣市吹上富士見一丁目九番一〇 二号

佐藤 秀典

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目二番二号 鳩山ニュータウン第十一次建築協

定委員長 國 島 葵

二 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目千四百八十六番十五他四十四筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年十二月二十一日

指令川建セ第二二〇一〇八〇号

二 検査済証番号

平成二十三年四月十九日

川建セ第二三〇〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字伊古字郷社後一二一〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字伊古一一八七番地

金巻 裕貴

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十三年三月一日

指令越建セ第二二〇〇五五一号

二 検査済証番号

平成二十三年四月十九日

越建セ第三四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門八百八十一番一、八百八十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地五丁目十六番十一号

殿岡 美喜夫 殿岡 舞子

告 示

埼玉県公営企業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

以下の物品ごとに入札に付する。

- ア 水道用次亜塩素酸ナトリウム 855 トン
- イ 水道用粉末活性炭(ウェット炭) 145 トン
- ウ 水道用粉末活性炭(ドライ炭) 100 トン

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

- ア 契約締結日から平成 23 年 9 月 30 日まで
- イ、ウ 契約締結日から平成 24 年 3 月 31 日まで
(詳細は入札説明書による。)

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場ほか 4 浄水場（詳細は入札説明書による。）

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成 23 年 3 月 23 日）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で「工業用薬品」に登録された者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱

(平成21年4月1日)に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県企業局
水道管理課水質担当 川崎 博康 電話 048-830-7094 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

(3) 入札書受付期間

ア システムを使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月7日(火)午後5時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年6月7日(火)午後5時まで(必着)。なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

(ア) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 平成23年6月8日(水)午前10時00分

(イ) 水道用粉末活性炭(ウェット炭)平成23年6月8日(水)午後10時30分

(ウ) 水道用粉末活性炭(ドライ炭) 平成23年6月8日(水)午後11時00分

(5) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

埼玉県企業局財務課契約担当 電話 048-830-7038 (直通)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法により平成23年5月13日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(ア) システムを利用する場合

システムから確認申請する。

(イ) 紙媒体の入札書を郵送する場合

3(1)の場所に郵送(書留郵便又は簡易書留)により提出する。

イ 入札者は、3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話 048-830-5775（直通）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号）に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10)その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Water supply Chemicals to be purchased:

- a)Sodium hypochlorite 855 tons
- b)Powdered Activated Carbon 145 tons
- c)Dry Powdered Activated Carbon 100 tons

(2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system: 5:00 p.m. ,7, June, 2011.(Tendering by registered mail must be received by 5:00 p.m. , 7, June, 2011)

(3) Contact point for notice:

Waterworks Facilities Division,Public Enterprise Bureau,Saitama Prefectural Government,Takasago 3-14-21,Urawa-ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-0063 Japan,Telephone:048-830-7094

告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第十四条の規定により、平成二十二年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県議会議長 小谷野 五雄

請求の受付件数及び処理件数

受付件数		処理件数	
平成二十前年度か 二年度受らの繰越 付件数	件数	公開	部分公開
四六五	〇	一四二	三一八
	計	非公開	計
	四六五	四	四六四
		の繰越件 数	平成二十 三年度へ
			一